

令和6年6月吉日

関係先各位

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年4月1日よりパワハラ防止が義務化されて既に2年経ちましたが、パワハラについては減るどころかますます増加して表面化しています。

令和2年の厚生労働省の調査によると、企業がパワハラの予防・解決のため実施している取組として、「ハラスマントの内容、ハラスマントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」が83.1%、「相談窓口の設置と周知」が78.6%となっています。

特に、相談窓口については、内部での問題解決機関として一番頼りにされていたと思われたのですが、実際は身内の上司等をかばったり、忖度して公平な運用が機能していないという実情があります。

時代の流れもあり、被害者が、以前にも増してパワハラやセクハラの事実を世間に訴えるようになりました。その結果、加害行為をした者のいる企業はパワハラ企業、ブラック企業とみなされ社会的評価を下げることになってしまいます。

たとえ、自社内に相談窓口を設置したとしても、信用されず活用されないだけで終わってしまい、結果として、ハラスマントに対して何らの対策もしていないということで企業自体が非難を受けることになってしまいます。

当事務所では、私と相談業務経験の豊富な2名の行政書士(女性2名)とで、電話・メールによる相談受付、現地での講習や相談やパワハラを含むハラスマントが問題となった場合の事後対応のお手伝いをさせていただきたいと考えています。

また、自社で相談窓口を設置されている場合には、相談員の研修及び運営の仕方も指導させていただきたいと思っています。

業務委託料は、相談窓口業務(相談受付と相談者のヒアリングに限定した一次対応を行います。相談回数の制限はありません)と原則年2回の相談窓口利用状況報告業務を行う場合は年間2万円(税別)となります。講習の開催や発生した個別案件の事実確認などその対応が必要となった場合は別途料金をいただきます。

以前にもお伝えしましたが、当事務所を相談窓口と指定していただくことは無料ですのでご利用ください。その際は必ず事前報告をお願いいたします。ただし、実際に相談があった場合は、一次対応の報酬として1万円(税別)をいただくこととなりますので、ご承知願い

ます。

その他の相談については1回5千円(税込)でお受けしていますので、よろしければご利用ください。もちろん、関係先の事業所様につきましては、簡単な質問や問い合わせは無料でするので気軽にご相談ください。

服部善一社会保険労務士事務所グループ

代表 服部 善一

〒451-0071 名古屋市西区鳥見町 1-6

TEL052-532-1881 FAX052-700-1296

専用メール lxa2lxa@sf.commufa.jp